

安城市中小企業振興基本条例の解説

私たちのまち安城は、かつては日本デンマークと呼ばれるほどの農業先進地として知られ、昭和30年代には大規模な工場誘致や住宅の建設などにより工業化や都市化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきた。安城の企業の大部分を占める中小企業は、生産や販売などの事業活動により、市内経済を支えるとともに、労働の場の提供など、地域社会にとって重要な役割を果たし、安城の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、近年における世界規模の経済の進展に伴う企業間競争の激化や労働力人口の減少など、中小企業を取り巻く経済環境は極めて厳しい状況が続いている。このような中で、中小企業が成長発展し、これからも安城の発展を牽引する役割を果たしていくためには、中小企業者自らが新製品の開発や生産、新たなサービスの開発や提供などの新たな事業活動の展開と経営の安定を図るとともに、市、大企業者、市民が一体となって中小企業を支えていかなければならない。

私たちは、このような認識の下に、中小企業の振興を図り、更なる安城の発展を実現するため、ここに、この条例を制定する。

【解説】

前文は、中小企業振興基本条例制定の趣旨を明確にするために設けるものであり、条例制定の背景、中小企業の振興の必要性等について定めています。

第1段落では、明治用水の恩恵により農業先進地として発展し、恵まれた地理的条件によって、安城市が今日のまちへと発展してきた過程と、その過程の中で、中小企業が果たしてきた役割について説明しています。

第2段落では、近年の中小企業を取り巻く経済環境の状況を説明し、中小企業が成長発展し、今後も安城の発展の牽引役であり続けるためには、中小企業者自らが新たな事業活動の展開や経営の安定を図るとともに、市、大企業者などの各主体が一体となって中小企業を支えていくことが重要であるとしています。

第3段落では、この条例を制定する目的について記載しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、市、中小企業者、大企業者及び市民の役割等を明らかにするとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

目的規定は、この条例を制定する目的を表現し、各条文に共通した解釈の指針を示すものです。

中小企業の振興を図るためには、市、中小企業者、大企業者、市民の役割を明らかにし、各主体が等しくそれぞれの役割を果たすことが重要です。また、市の中小企業振興施策の基本方針を定めることにより、市は、その基本方針に基づき、中小企業振興施策を総合的に推進することが必要です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

【解説】

本条では、本条例中で使用する用語のうち、「中小企業者」及び「大企業者」について定義しています。「中小企業者」の定義は、中小企業基本法の規定によっています。

【参考】

〈中小企業基本法第2条第1項〉

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

(1) 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(4) 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(市の役割)

第3条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域性を考慮し、及び中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業又は地域産業の振興を目的とする団体、大企業者及び市民と協力して、効果的に行うよう努めるものとする。

【解説】

本条では、市の役割について規定しています。

市は、中小企業振興施策を定め、それを行うに当たっては、中小企業の実態把握、中小企業者の意見反映、国、関係地方公共団体などの関係機関との協力が重要であるとしています。

「中小企業又は地域産業の振興を目的とする団体」とは、商工会議所などを指しますが、施策ごとに関係団体と協力して実施することとします。

(中小企業者の役割)

第4条 中小企業者は、自ら率先して経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応に努めるものとする。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を果たし、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業者の役割について規定しています。

中小企業者は、自らの事業の振興を推進するためには、経営の革新、事業を行う上で必要な財務、組織、技術やノウハウなどの経営基盤の強化、経済的社会的環境の変化へのスピード感のある対応が重要であるとしています。

また、第7条に規定する基本方針に基づいて行われる市の施策に協力するとともに、企業経営の透明性の確保、消費者保護、雇用の創出などはもちろんのこと、地域活動への参加、災害への対応、第3条に規定する中小企業又は地域産業の振興を目的とする団体への加入など、地域社会の一員としての社会的責任を果たし、暮らしやすい地域社会の実現に努めることとしています。

【参考】

(中小企業基本法第2条第2項)

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を果たすとともに、中小企業が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、大企業者の役割について規定しています。

安城市の事業所は、中小企業者と大企業者で構成されており、大企業者についても中小企業者と同様に、地域活動への参加、災害への対応、中小企業又は地域産業の振興を目的とする団体への加入など、地域社会の一員としての社会的責任を果たし、暮らしやすい地域社会の実現に努めるという役割を担っています。

さらに、大企業者と中小企業が連携することが、中小企業の発展、ひいては大企業者自らを含む市内経済の発展のために重要であるとしています。

また、大企業者においても、市の中小企業振興施策に協力するよう努めることとしています。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、市民の理解と協力について規定しています。

市民は、市、中小企業者、大企業者がそれぞれの役割を果たすことによって、中小企業の振興が図られ、ひいては市民生活の向上につながることを理解し、地域社会の中で中小企業が発展できるように協力することとしています。

(施策の基本方針)

第7条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業の経営の革新を図ること。
- (2) 中小企業の人材の育成、雇用の安定、資金調達の円滑化その他の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業の創業の促進及び事業の継続を図ること。
- (4) 中小企業と国、関係地方公共団体、大企業及び大学等の研究機関との連携並びに中小企業者相互の連携の促進を図ること。
- (5) 中小企業が地域社会と協力して取り組む活動の促進を図ること。
- (6) 中小企業の振興に関する市民の理解及び協力の促進を図ること。

【解説】

本条では、市が行う中小企業の振興に関する施策の基本方針を規定しています。市は今後、この基本方針に沿って施策の策定及び実施をすることとなります。

(財政上の措置)

第8条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条では、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置について規定しています。

施策の実効性の担保には財政的な裏付けが必要であり、厳しい財政状況下であっても、施策の優先度と効果を充分検討した上で、予算の確保と効率的な執行に努めることを明確にするものです。